

## 医療費通知を医療費控除の申告に使用する場合の留意点

1. 「医療費控除の明細書」に「医療費通知」を添付した場合は、医療費の明細欄の記入を省略することができます。

ただし、「医療費通知」に記載されていないもの（令和4年11月、12月診療分の医療費等）については、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」の医療費の明細欄に必要な事項を記入していただく必要があります。

また、「医療費通知」の「療養を受けた医療機関」の名称が空欄（柔整師から療養を受けた場合等）の場合は、領収書に基づいて「医療費通知」に補完記入していただくか、「医療費控除の明細書」の医療費の明細欄に必要な事項を記入していただく必要があります。

これらの場合には、税務署から領収証の提出を求められることがありますので、大切に保管しておいてください。
2. 「医療費通知」の「あなたが窓口で支払った額」欄には、自己負担相当額が記載されています。

なお、「あなたが窓口で支払った額」欄に記載の額と、実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、（家族）療養費、（家族）出産一時金、高額療養費がある場合など）があります。

このような場合には、例えば、「あなたが窓口で支払った額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。
3. 確定申告の修正申告等で「医療費通知」の再交付が必要な場合は、健康保険組合までお問い合わせください。
4. 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

## e-Taxによる医療費控除の申告について

e-Taxによる医療費控除の申告をする場合には、マイナポータルから取得した「医療費通知情報」が利用できます。この場合、令和4年1月から令和4年12月診療分の「医療費通知情報」は、令和5年2月10日頃からマイナポータルで取得できる予定です。

なお、マイナポータルで取得できる「医療費通知情報」には、柔道整復療養費等一部の情報が含まれないため、健康保険組合から送付する医療費通知とは内容が異なる場合があります。

マイナポータルの「医療費通知情報」を利用して医療費控除の申告をする際の詳細につきましては、国税庁ホームページ等でご確認ください。